

8. 商工業の振興に関する都市計画の方針

ア. 現状と課題

(商業)

- ・本県では、1世帯当たりの1か月支出額が全国3位となっており、県民の消費活動は全国的に見て高いが、県民の消費活動を吸収し得る商業集積地が少なく、消費需要が県外に流出している。また、県内の中心市街地は、全国的な傾向ではあるが、居住者の高齢化と人口の減少、郊外型店舗の進出によりその活力が低下している。

(工業)

- ・本県の工業は、製菓、靴下などの伝統的な地場産業や、高度成長期以降の食品、電子部品等幅広い業種が昭和工業団地などの工業団地を始めとして広域に分布している。しかし、工場の新規立地件数については近年、改善されてきているものの、全用途地域に占める工業系用途地域の割合は全国で1番低く、事業所の平均敷地面積が小さい(全国44位)など、大都市と比べ大規模な工場の集積が計画的に行われてきたわけではない。
- ・このようななか、近年、幹線道路ネットワークが整備されてきたことを契機とし、これらの幹線道路ネットワークの沿道において、工業系、物流系産業機能の集積を考慮した土地利用を創出することが上位計画にて位置付けられている。

イ. 基本方針

以下に示すとおり、商業及び工業の推進によって、県内での雇用の創出を図り、持続可能な地域を実現する。

(商業)

- ・人口減少社会の到来や高齢化の進行などの社会経済情勢の変化に対応したにぎわいのある拠点を形成するため、県の商業政策と連携を図りながら、主要鉄道駅を中心に商業施設の集積を促進する。併せて、必要な都市機能の配置、公共交通等によるアクセス機能、交通結節機能の強化を図りながら、良好な住環境と交流空間を効率的に実現する持続可能な拠点づくりを、周辺との機能分担、交流、連携等に配慮しながら推進する。

(工業)

- ・整備されつつある幹線道路ネットワークを有効活用し、計画的な土地利用の誘導により、工業系、物流系企業等が立地しやすい環境づくりを推進する。なお、これらの推進にあたっては、奈良独自の自然環境や歴史文化資源、都市景観等との調和に十分配慮するものとする。

ウ. 商工業の振興の目標

- ・商工業の振興に関する目標を次のとおり設定する。

表 4-24 商工業の振興に関する目標

区分 \ 年次	平成 17 年	平成 32 年
工業出荷額	21,601 億円	31,098 億円
卸小売販売額	21,205 億円	24,274 億円

エ. 商工業の振興に資する都市づくりの主要な施策

① 2大拠点及び主要生活拠点におけるにぎわいの形成

- ・奈良、橿原の 2 大拠点と個性豊かな 16 の主要生活拠点の主要鉄道駅周辺において、地元市町村が策定した中心市街地の活性化に関する計画等に基づき、商業施設の集積を促進するとともに、必要な都市機能、公共交通等のアクセス機能、交通結節機能の強化を図る。
- ・なお、五條市新町など、奈良の歴史文化と地域の生活習性が色濃く残る町家が一体となって商店街を形成しているところについては、地域の歴史文化の蓄積を活かし、コミュニティの再生と一体となったにぎわいの形成を図る。

② 地域ニーズに対応したにぎわいの維持・創出

近年、価値観の多様化に伴い、居住、就労、購買など地域のニーズは多様化してきている。

駅を中心としたにぎわいの形成を基本としながら、幹線道路沿道等においても、多様化する地域ニーズへの対応や雇用の創出、地域の活性化などの観点から積極的に受け入れていくべきと判断される場合、地区計画などを活用しながら、景観、交通環境、周辺の土地利用との調和等に配慮しつつ、一定規模のにぎわいを維持・創出する。

③ 産業活動の振興に資する都市づくり

- ・関西文化学術研究都市の交流・連携の推進を図るため、生駒市高山地区の整備や京阪奈新線、国道 163 号清滝生駒道路（学研都市連絡道路）の整備を促進する。
- ・インターチェンジや既存工業団地の周辺等において、保留フレームの活用により計画的に工業系土地利用を誘導し、企業立地を推進する。（（仮称）橿原南・御所インターチェンジなど）
- ・地場産業の活性化や産業活動の振興を図るため、周辺環境との調和に配慮した地区計画の活用や開発許可制度の的確な運用により、立地環境が整った地区において企業立地を推進する。